

令和5年度みかんジュース販売促進事業企画提案仕様書

1 事業名

令和5年度みかんジュース販売促進事業

2 事業目的

「みかんジュースコンクール2023」を開催し、審査・評価・受賞などを通じて、みかんジュースの差別化・高付加価値化を図り、販売促進につなげる。

3 委託上限金額

1,700千円以内（消費税及び地方消費税10%を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

5 事業内容

(1) 審査

「2 事業目的」を達成できる仕組み・応募部門・応募条件・審査員・審査項目等を設定した審査会を実施すること。ただし、下記ア～オの条件を満たすこと。

ア 応募部門については、愛媛県内産の温州みかんを使用した果汁100%ストレートジュースとし、既に商品化されているもの若しくは商品化を目指しているものとする。

イ 応募作品は同一の応募者につき2作品までとすること。コンクール等の開催の時期については、応募作品が多く集まる時期に設定するなど、コンクールが盛り上がるよう考慮すること。

ウ 応募受付及び応募作品収集は、愛媛県南予地域農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）が行う。なお、収集作品の保管・管理は受託者が適切に行うこと。

エ 応募多数の場合を想定し、2段階審査を設けるなど、公平な審査方法とすること。

オ 審査は、品質やデザイン、販路面など専門的な知見に基づく総合的な評価ができる審査員構成とすること。

(2) 評価、顕彰及びフォローアップ

主催者の愛媛県、協議会、協賛の愛媛県信用農業協同組合連合会を顕彰授与者として、受賞作品の知名度を向上させ、「2 事業目的」を達成できる内容の顕彰イベントを実施すること。なお、評価にあたっては、受賞に至らなかった応募作品を含め、応募作品のブラッシュアップにつながるようフォローアップを行うこと。

(3) 広報宣伝

コンクールの開催及び結果について、メディアやイベント等を活用し、広く周知する広報宣伝を実施すること。

(4) 販売促進支援

販売促進を目的としてそれぞれの賞に応じたロゴマークを作成するとともに、商品への添付を想定したシールを受賞作品ごとに200枚以上作製し、受賞者に配

付すること。なお、ロゴマークに係る権利は愛媛県の承認をもって愛媛県に帰属し、愛媛県が定める要領に基づいて受賞作品に無償で使用できることとする。

また、コンクールをブランド化し、受賞作品の販売促進に繋がる取組みとして、PR及び商談スキル等向上に資する販売会を1回以上実施すること。

(5) 協賛者のPR

本事業の協賛者である「愛媛県信用農業協同組合連合会」が十分な宣伝効果が得られるよう、本事業の広報宣伝時はもとより、審査、懸賞イベント等あらゆる機会を通じて効果的なPRを実施すること。

(6) その他

- ① イベント名について、「みかんジュースコンクール 2023」は必須とするが、副題を加えること等は可能とし、提案内容に含む。
- ② 審査会や顕彰イベントの運営スタッフに関しては、協議会から数名程度の人員協力を行うものとする。
- ③ イベントに対する協賛の募集は不可とする。
- ④ 感染症対策として、会場への消毒液の設置や三密回避といった基本的な対策を実施すること。
- ⑤ 本業務以外に協議会及び愛媛県が実施する関連する事業についても、相乗効果を図るため、誠実に協力すること。
- ⑥ 上記業務以外に追加する独自提案については、別途協議の上、決定するものとする。

6 事業計画書及び報告の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について協議会と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して協議会に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、協議会の検査を受けること。
- (3) 協議会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、協議会の承諾を得なければならない。

8 秘密保持及び個人情報の保護

(1) 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者が協議会に提出した計画書等は、本件委託業務以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託者が協議会から受領又は閲覧した資料等は、協議会の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。なお、疑義がある場合は協議会と協議すること。

9 その他

- (1) 本業務に関して受託者が作成した成果物に関する全て（ロゴマークに関するものを除く）の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む）について、委託料が完納された時点で協議会に譲渡すること。また、この規定にかかわらず、協議会が必要と認めるときは、委託料完納前であっても受託者が作成した成果物を無償で利用できるものとする。
- (2) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、協議会と協議の上、対応すること。
- (3) 本仕様書に定める以外の事項については、協議会の指示に従うこと。
- (4) 本業務に関する補償・経費等の一切は、受託者において負担すること。